

令和3年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

会計管理局

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
管理課	物品・役務電子調達システム機能一部改修業務委託	物品・役務電子調達システムのマルチブラウザ化改修業務委託	令和3年10月22日 ~ 令和4年3月31日	日本電気株式会社滋賀支店	32,208,000	当該システムの開発者であり、そのプログラムの著作権を有する唯一の事業者であるため。	2	3イ
管理課	滋賀県財務会計システム改修業務委託(公会計システム連携対応)	財務会計システムの改修業務(新公会計システムへデータ連携する際の出力インターフェースの変更)	令和3年10月12日 ~ 令和4年3月28日	日本電気株式会社滋賀支店	10,890,000	当該システムの開発者であり、そのプログラムの著作権を有する唯一の事業者であるため。	2	3イ